

事例	<p>共同相続人の1人が相続財産たる土地につき単独所有者としての自主占有を取得したとして、同人から贈与を受け占有を継続した長男の時効取得が認められるとされた事例</p> <p>最高裁昭和47年9月8日判決（昭45（オ）265）</p>
当事者	<p>A（被相続人）、B（Aの子）、亡C（Aの子） X（原告・控訴人・被上告人：Bの子） Yら（被告・被控訴人・上告人：Cの子、Aの代襲相続人）</p>
請求内容	<p>時効取得に基づく所有権移転登記手続請求</p>
結果	<p>上告棄却</p>
事案	<p>Aは、昭和15年12月死亡した。Bはその当時戸主であったので、家督相続制度の下にあった関係もあり、戸主たる自身が単独で相続したものと誤信し、A名義の本件土地を単独所有者として占有使用し、その収益を得、地租も納付してきたが、昭和30年ころ、長男Xに本件土地を贈与して引き渡し、以後、XはB同様に使用占有してきた。なお、Yらは遺産相続の事実を知らず、B・Xの占有使用・収益に何らの関心も寄せず、異議を述べたこともなかった。Xは、Bの占有を併せて20年を経過した昭和35年12月に、他の相続分を時効取得したことを理由に、Yらに対し、所有権移転登記手続を求め、Yらは共有持分権の確認の反訴請求をなした。第1審はXの請求を棄却（反訴を認容）したが、第2審はこれを取り消し、Xの請求を認容した。</p>
争点	<p>時効取得における自主占有の有無</p>
判旨	<p>共同相続人の1人が、単独に相続したものと信じて疑わず、相続開始とともに相続財産を現実に占有し、その管理、使用を専行してその収益を独占し、公租公課も自己の名でその負担において納付しており、これについて他の相続人が何ら関心を持たず、もとより異議を述べた事実もなかったような場合には、上記相続人はその相続のときから自主占有を取得したものと解するのが相当である。</p>
裁判経過	<p>第1審：浦和地裁昭和43年12月6日判決（昭41（ワ）116） 第2審：東京高裁昭和44年11月8日判決（昭44（ネ）80）</p>
出典	<p>判時685・92</p>

<p>事 例</p>	<p>特別縁故者として相続財産の分与を受ける可能性のある者がその分与の申立てをせずに死亡した場合に、特別縁故者としての地位が同人の相続人に承継されることを否定した事例</p> <p>東京高裁平成16年3月1日決定（平16（ラ）337）</p>
<p>当 事 者</p>	<p>A（被相続人）、B（Aと内縁関係）、C（相続財産管理人） X（申立人・抗告人：Bの相続人）</p>
<p>請求内容</p>	<p>特別縁故者への相続財産分与申立て</p>
<p>結 果</p>	<p>抗告棄却</p>
<p>事 案</p>	<p>Aの死亡後、相続人のあることが明らかでなかったため、Bは自身が特別縁故者に対する相続財産分与申立てをする目的で、相続財産管理人の選任を申し立て、Cが相続財産管理人に選任された。その後、Cは相続債権者及び受遺者に対して請求申出の公告（民法957条1項）を行い、更に相続人搜索の公告を行った。</p> <p>しかしながら、相続人搜索の公告の期間満了前にBが死亡した。そこで、Xは特別縁故者としての地位を相続したとして、相続財産分与の申立てを行ったが、第1審はこれを却下したので、Xが即時抗告を行った。</p>
<p>争 点</p>	<p>特別縁故者としての地位に相続性は認められるか</p>
<p>判 旨</p>	<p>特別縁故者として相続財産の分与を受ける可能性のある者がその分与の申立てをせずに死亡した場合には特別縁故者としての地位が承継されることはない。</p>
<p>裁判経過</p>	<p>第1審：東京家裁平成16年1月19日審判（平15（家）71375）</p>
<p>出 典</p>	<p>家月56・12・110</p>

<p>事 例</p>	<p>相続させる遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、遺言者が推定相続人の代襲者その他の者に遺産を相続させる旨の意思を有していたとみるべき特段の事情のない限り、当該遺言は失効するとされた事例</p> <p>最高裁平成23年2月22日判決（平21（受）1260）</p>
<p>当 事 者</p>	<p>A（被相続人、遺言者）、亡B（Aの子、Aより先に死亡） X（原告・控訴人・被上告人：Aの子） Yら（被告・被控訴人・上告人：亡Bの子、Aの代襲相続人）</p>
<p>請求内容</p>	<p>不動産共有持分権確認請求</p>
<p>結 果</p>	<p>上告棄却</p>
<p>事 案</p>	<p>Aは、子であるBに対し、遺産全部を相続させる旨の遺言書を作成したが、Bが先に死亡した。次いでAが死亡し、Xと亡Bの代襲相続人であるYらが法定相続人であるところ、XがYらに対し、Aの遺産たる本件不動産について共有持分権の確認を求めた。第1審は民法994条1項の適用はなく、また代襲相続の規定が準用されるとして、請求を棄却したが、第2審はこれを取り消し、Xの請求を認容した。</p>
<p>争 点</p>	<p>相続させる遺言において、受益相続人が遺言者より先に死亡した場合において、当該遺言書の効力は失効するか</p>
<p>判 旨</p>	<p>「相続させる」旨の遺言は、当該遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、当該「相続させる」旨の遺言に係る条項と遺言書の他の記載との関係、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などから、遺言者が、上記の場合には、当該推定相続人の代襲者その他の者に遺産を相続させる旨の意思を有していたとみるべき特段の事情のない限り、その効力を生ずることはないと解するのが相当である。</p>
<p>裁判経過</p>	<p>第1審：東京地裁平成20年11月12日判決（平20（ワ）13260） 第2審：東京高裁平成21年4月15日判決（平20（ネ）6006）</p>
<p>出 典</p>	<p>判時2108・52</p>

遺産ファイル三

一六八三